

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【公表番号】特表2012-518902(P2012-518902A)

【公表日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2012-032

【出願番号】特願2011-550596(P2011-550596)

【国際特許分類】

H 01 L	21/027	(2006.01)
H 01 J	37/20	(2006.01)
H 01 J	37/305	(2006.01)
G 03 F	7/20	(2006.01)
H 01 L	21/677	(2006.01)
H 01 J	37/16	(2006.01)

【F I】

H 01 L	21/30	5 4 1 L
H 01 J	37/20	B
H 01 J	37/305	B
G 03 F	7/20	5 2 1
H 01 L	21/68	A
H 01 J	37/16	
G 03 F	7/20	5 0 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月22日(2013.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の荷電粒子リソグラフィ装置を具備する構成体であって、

各荷電粒子リソグラフィ装置は、真空チャンバ(400)を有し、

構成体は、

前記複数のリソグラフィ装置の各荷電粒子リソグラフィ装置にウェーハを運搬するための共通のロボット(305)と、

夫々の真空チャンバ(400)の前面に配置された、各荷電粒子リソグラフィ装置のためのウェーハロードユニット(303)とをさらに具備し、

前記複数のリソグラフィ装置は、これらリソグラフィ装置の前面が、前記共通のロボット(305)の通路を収容している領域に面している状態で、列をなして配置され、

各リソグラフィ装置は、夫々のリソグラフィ装置へのアクセスのためのドア(402)が設けられ、

前記ドア(402)は、前記夫々のリソグラフィ装置の前記真空チャンバ(400)の完全な壁を形成する構成体。

【請求項2】

前記複数のリソグラフィ装置は、2列で配置されている請求項1の構成体。

【請求項3】

前記2列のリソグラフィ装置は、これらの間の中央の通路に対して互いに対向して配置

されている請求項 2 の構成体。

【請求項 4】

前記 2 列のリソグラフィ装置は、垂直に積み重ねられている請求項 2 の構成体。

【請求項 5】

前記複数のリソグラフィ装置は、複数の列で配置され、

前記列のリソグラフィ装置の少なくとも 2 つが、これらの間の前記中央の共通の通路に對して互いに對向して配置され、

前記列のリソグラフィ装置の少なくとも 2 つが、中央の共通の通路に面している両方の列に垂直に積み重ねられている請求項 1 の構成体。

【請求項 6】

各リソグラフィ装置には、その前壁にロードロックユニット（303）が設けられている請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 の構成体。

【請求項 7】

各荷電粒子リソグラフィ装置に対して、夫々のチャンバ（400）の内部でステージを動かすために、駆動部材又はロッドを有するステージアクチュエータ（304）が設けられている請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 の構成体。

【請求項 8】

前記共通のロボットは、少なくとも 2 つのロボットユニットを有し、

各ロボットユニットは、前記共通のロボットに割り当てられた機能を果すように構成されている請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 の構成体。

【請求項 9】

前記構成体は、ロボット保管ユニット（307）をさらに有する請求項 1 ないし 8 のいずれか 1 の構成体。

【請求項 10】

前記保管ユニットは、リソグラフィ装置の列の一端に配置されている請求項 9 の構成体。

【請求項 11】

列をなしている前記リソグラフィ装置の少なくとも 1 つは、複数の層で垂直に積み重ねられている請求項 1 ないし 10 のいずれか 1 の構成体。

【請求項 12】

各リソグラフィ装置には、床からの個別の支持体が設けられている請求項 11 の構成体。

【請求項 13】

リソグラフィ装置の各層には、床への個々の支持体が設けられている請求項 11 の構成体。

【請求項 14】

前記複数の荷電粒子リソグラフィ装置と協働するための共通のウェーハロードシステムをさらに具備する請求項 1 ないし 13 のいずれか 1 の構成体。